

定価消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む)

山梨県公報

号外第六十九号

平成二十四年
十二月四日

火曜日

目次

告示

山梨県手数料条例別表第二の百八十四の項イ及び百八十五の項イの知事が指定する者……………一

告示

山梨県告示第四百三十号

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)別表第二の百八十四の項イ及び百八十五の項イの知事が指定する者は、次の一から三までに掲げる者とする。ただし、二に掲げる者については、住宅のみの用途に供する建築物又は住戸のみについて適合証を作成する場合に限る。

平成二十四年十二月四日

山梨県知事 横内正明

- エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)
- 建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関(登録住宅性能評価機関の業務を行うものに限る。)

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番